

# 温泉部会（審議会）の開催頻度 についての再確認

令和8年6月4日

環境省

# 3. 個別課題の紹介とその対応方針

## 個別課題② 温泉審議会の開催頻度について

### <令和7年第1回地熱連絡会 公表内容>

- 令和3年に環境省より都道府県に「開催頻度の向上と、適切な時期の開催に努めるよう」助言（通知）を実施しているが、改めて同通知の再周知と、その影響度について都道府県等へ共有し、適切な対応について機会（都道府県の温泉主管課長会議等）をとらえ理解を促す。

### <令和8年第1回地熱連絡会 追記>

- 事業者から提示された課題について、当該自治体への事実確認を実施した結果、概ねの自治体は四半期に一回程度の温泉審議会を開催していることを確認した。また、開催回数が少ない自治体も実施時期については、事前に時間的余裕をもって相談があれば調整の余地があることを確認済み。
- 同様の課題が生じた場合は、他自治体であっても同様の対応を求める等、引き続きフォローアップを行うが、事業者においても、温泉審議会に関する相談や懸案事項等があれば、各都道府県担当に前広に連絡・相談をいただきたい。

### 事業者の見解・提示された問題等

- 温泉審議会の開催頻度が少なく、掘削許可を得るまで時間がかかり、事業が遅延。
- 積雪地域においては冬季休工となるため、温泉審議会の開催時期・回数によっては坑井掘削が1年繰延べにならざるを得ない場合がある。
- 温泉審議会の開催について、いつ開催されるか不明瞭な場合もあり、事業予見性を毀損。

### 本事例から事務局が考える課題

- 温泉審議会が開催頻度が少ない都道府県では、それを加味して掘削許可を得る必要があり、プロジェクトが大きく遅延。  
※短縮できればプロジェクト期間短縮に寄与
- （計画変更時や書類不備などで、再度温泉審議会に諮る必要がある場合）長期間工事を中断するため、プロジェクトが大きく遅延する他、資機材の待機コストが大きく増大。

# 3. 個別課題の紹介とその対応方針

## 個別課題② 温泉審議会の開催頻度について

- 令和3年に環境省より都道府県に「開催頻度の向上と、適切な時期の開催に努めるよう」助言（通知）を実施しているが、改めて同通知の再周知と、その影響度について都道府県等へ共有し、柔軟な対応について機会（都道府県の温泉主管課長会議等）をとらえ理解を促す。

※ 開催頻度が少ないことによる影響事例（事業遅延による経済的損失等）について、本会以降、工ネ庁・環境省から日本地熱協会や個別事業者へ整理・提供を求め、次回以降の地熱連絡会でも公表予定。

### 事業者の見解・提示された問題等

- 温泉審議会の開催頻度が少なく、掘削許可を得るまで時間がかかり、事業が遅延。
- 積雪地域においては冬季休工となるため、温泉審議会の開催時期・回数によっては坑井掘削が1年繰延べにならざるを得ない場合がある。
- 温泉審議会の開催について、いつ開催されるか不明瞭な場合もあり、事業予見性を毀損。

### 本事例から事務局が考える課題

- 温泉審議会が開催頻度が少ない都道府県では、それを加味して掘削許可を得る必要があり、プロジェクトが大きく遅延。  
※短縮できればプロジェクト期間短縮に寄与
- （計画変更時や書類不備などで、再度温泉審議会に諮る必要がある場合）長期間工事を中断するため、プロジェクトが大きく遅延する他、資機材の待機コストが大きく増大。